

経済産業省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
32	A 権限 移譲	その他	特定商取引法に係る 広域的な消費者被害 事案に対する事業者 の処分等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的 な消費者被害事案に対する事業者 の処分等に関する事務について、 必要となる人員・予算を含め 関西広域連合への移譲を求め る。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事案は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分であれば、処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけていくことが重要である。 一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。</p>	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条	経済産業省 内閣府(消費者庁)	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	【地方自治体による処分の効力の拡大について】 これまで特定商取引法に基づく都道府県知事の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及び一方、主務大臣(経済産業局を含む。)が行う処分の効力は全国に効力が及ぶとされており例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加入する府県の域外にも及ぼすことができることが前提となっていて、提案について検討を行うに当たっては、現在の広域連合の制度上、そのようなことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識。
54	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	コージェネレーション 設備に係る緑地率等 の緩和	工場立地法施行規則第4条の 「緑地以外の環境施設」として、 コージェネレーション設備を追加 すること。	<p>【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるもので、省エネ、省CO2に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コジェネのエネルギー効率は約75%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%)。 太陽光発電施設と同様、コジェネの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計1,000万kW(原発10基分)を超えた。環境負荷低減技術も低NOX化を始めとし、騒音対策、振動対策等多岐に渡り実施されている。 長期エネルギー需給見通し(案)(平成27年6月経済産業省長期エネルギー需給見通し小委員会事務局作成)では、2030年のコジェネの発電電力量は電源構成の11%(1,190億kwh程度)の導入促進を図るとしており、コジェネの推進は必須である。 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(緑地以外の環境施設)にコジェネ設備を追加し、緑地面積率・環境施設面積率に算入することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。</p> <p>【支障事例】 市街地に立地する食品工場(神奈川県内)では、敷地が狭く、近隣の住民対策上もコジェネを設置できる場所が限られているため、コジェネに必要な面積(約70㎡、発電能力300kw)を確保できず、設置を見送ったケースがあった。</p>	工場立地法施行規則第4条	経済産業省	埼玉県	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」については、緑地に類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めているところである。 コージェネレーション設備については、そもそも工場内に設備する機器装置であり、また、ガスタービンやガスエンジンなどを使用しているため騒音や振動が発生するものであり、緑地に類するものとは考えられず、また、工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与するものとしても考えられない。 このため、コージェネレーション設備を「緑地以外の環境施設」に追加することは適当ではないと思われる。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
175	A 権限 移譲	産業振 興	工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に係 る地域準則の条例制 定権限等の町村への 移譲	工場立地法第4条の2の緑地面 積率等に係る地域準則の条例 制定権限等の都道府県から町 村への移譲	工場立地法に基づく特定工場の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限については、都道府県から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権限がない。 このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援施策を講じることができない状況にある。 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求める。 なお、昨年の提案募集で新潟県聖籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務(届出受理、審査、必要な場合には催告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	工場立地法第4条 の2、第6条、第7 条、第8条、第9 条、第10条等	経済産業省	全国町村会	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたところである。 今回は全国町村会からの要望であり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとしたい。
106	A 権限 移譲	産業振 興	工場立地法における 緑地面積率等に係 る地域準則の条例制 定権及び届出等の事務 の町村への移譲	工場立地法の緑地面積等に係 る地域準則の条例制定権限及 び届出等の権限を都道府県から 町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。 市と比較すると、スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものである。 市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では緑地面積率等の独自設定は不可能となっている。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要である。	工場立地法第4条 の2、第6条～第1 0条	経済産業省	栃木県	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたところである。 今回は貴県とは別に全国町村会からも要望があり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとしたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
291	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	開発許可に係る技術 基準の緩和(緑地帯 その他の緩衝帯の配 置)	都市計画法第33条第1項第10号 に規定する緑地帯その他の緩衝 帯の設計基準について、工場用 地を目的とする開発行為であつ て、工場立地法第4条第1項の 規定に基づき公表する工場立地 に関する準則第4条に規定する 環境施設の配置基準を満たす設 計がなされている場合は適用を 除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定 されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定に より、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割 合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められている ものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第 28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針は あるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・ 幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成 されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法 に係る適用除外規定を設けることを提案する。	都市計画法第33条 第1項第10号、都 市計画法施行令第 28条の3、都市計 画法施行規則第23 条の3、工場立地 法第4条第1項第1 号、工場立地に関 する準則第2～4 条	国土交通省、 経済産業省	栄町	都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定 建築物等について、周囲の環境に与える悪影響を防止するため、開発区域の境界に沿って内側に 一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。 このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保さ れる場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環 境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置す ることが必要な場合があるため、一律に適用除外とすることは不適當である。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑 地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による 環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。
302	A 権限 移譲	産業振 興	企業立地促進法に基 づく基本計画の協議 申請及び企業立地計 画・事業高度化計画 の認証に係る権限の 移譲	企業立地促進法に基づく基本 計画の作成にあたり、指定都市 の市域内のみを対象とする基本 計画については、これまで都道 府県と連名で行っていた協議申 請を、指定都市単独で申請がで きるようにすることを求める。 あわせて、事業者が各種支援 措置を受けるために必要な「企 業立地計画」及び「事業高度化 計画」の承認権限を、都道府県 から指定都市に移譲することを 求める。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画にお いては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。 計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、都道府県が実 施する事業も検討する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協 議を経て作成している。協議会の委員に都道府県が加わっていることで、計画策定について都道 府県が関与できる機会は確保されている。 また、事業者が同法に基づく各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」または「事業高 度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。しかし、承認事務については 都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題が ある。 【支障事例】 昨年度末で基本計画の期限が終了するため、新規計画の策定に向けて県と協議を行ったが、原 案の作成から国への協議提出まで約9か月を要した中で、うち相当の時間を県との事前調整(計 画内容の説明、県担当部署への意見照会)に費やしている。 また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認過程において、基本計画を策定した指定 都市側との協議の場が制度化されていない。市域内における企業支援施策を推進するため、これ らの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移譲し、企業の事業計画等の情報一元化 を図る必要がある。	企業立地の促進等 による地域におけ る産業集積の形成 及び活性化に関す る法律第5条、第1 4条及び第16条	経済産業省	千葉市	企業立地促進法に基づく基本計画は、同法第5条第1項により、市町村と都道府県が共同して、 地域産業活性化協議会における協議を経て作成することとしているが、これは、企業立地等による 産業集積の形成及び活性化を図る上で重要となる事業規模やインフラ整備(道路、港湾、工業用 水道等)、農地転用等の企業立地に関する諸手続等、事業環境の整備について、その多くを都道 府県が実施(又は関与)しているためであり、市町村と都道府県が密接な連携と適切な役割分担を 図り、効果的かつ効率的な政策展開を実施していくためにも、基本計画を市町村と都道府県が共 同して作成することが必要である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
123	A 権限 移譲	産業振 興	中心市街地活性化法 における大規模小売 店舗の立地に係る特 例区域指定権限等の中 核市への移譲	現在、都道府県が持っている 大規模小売店舗立地法に関する 届出の事務処理と中心市街地の 活性化に関する法律の大規模小 売店舗立地法の特例区域(特例 1種、特例2種)の設定に関する 事務処理や権限を県から中核市 に移譲してもらいたい	【支障事例】 今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めて いく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。 再開発では、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、 法という。)にある第一種特例区域、第二種特例区域の指定が有効であると考えているが、指定ま では、①協議会を設置して市が指定区域案を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要 請を県に提出し、②県が審議会で意見を固める等している。 法第37条6項等で都道府県等は、特例区域案の作成に当たって必要なときは公聴会等の住民等 の意見を反映させる措置を講じる旨記載されているが、県の方針で住民への説明会は市で行うと されており、説明会を開いたうえで、県へ指定要請を行っているものである。現在、当市では3カ所 が第2種特例区域となっているが、要請した区域案と全て同じであり、効率が悪く、迅速に進めてい きづらい。 例えば、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強か かった(2月24日要請→5月1日指定)が、当市に権限が移譲されていれば、協議会で県の審議会 と同様の議論を行うなど工夫することで、1カ月短縮することができた。 【必要性・解消策】 再開発と特例手続きを当市で一括して進めていくことで効率的な事業実施が可能であり、ひいて はコンパクトシティの実現にもつながるため、特例区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほし い。特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ない ものと考える。 なお、その前提として、本則である大店法の届出等も中核市への移譲も併せて求める。	中心市街地の活 性化に関する法律 第37条、38条、3 9条、65条 大規模小売店舗立 地法第5条、6条、 8条、9条等	経済産業省	松山市	大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)は、大店立地法第5条において、大規模小 売店舗を新設する者の届出先となる当該法の運用主体を、「ある程度広範な地域を鳥瞰し、場合 によっては複数の他の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る 主体である事が必要である」とする観点から、都道府県及び政令指定都市としている。 中心市街地の活性化に関する法律(以下「中活法」という。)に規定される第一種特例区域及び第 二種特例区域は、中心市街地の全部又は一部について、大規模小売店舗の迅速な立地を促進す ることにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域であることから、大店立地法の特例 を受けられる区域として規定されている。 この中活法に定める特例区域を設定する手続きについては、中心市街地に立地する大規模小売 店舗が、上述の大店立地法第5条に基づき大規模小売店舗を新設する場合と同様、当該大規模 小売店舗が立地する市町村のみならず近隣市町村へ影響を及ぼすことが想定されるため、大店立 地法の法益を保護する観点から特例区域を定めることのできる主体として都道府県及び政令指定 都市を規定しているところである。 なお、地方分権の観点から、地方自治法第252条の17の2により、都道府県知事があらかじめ 市町村の長に協議をし、条例を定めることにより、都道府県の事務の一部を市町村に移譲するこ とができることとなっている。 松山市におかれては、本規定に基づき、ご要望の中活法および大店立地法における権限移譲に つき愛媛県と協議して頂きたい(大店立地法上の権限についても、既に秋田市、宇都宮市等の一 部の中核市を含む市町に対し移譲されている状況にある。) なお、地方自治法第252条の17の2に基づき、大店立地法の権限についても市町村に移譲し得 ることについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行うブロック会議(全国6ブロック ごとに、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととしたい。
324	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	大規模小売店舗立地 法における店舗面積 当たり日來客数及び 自動車分担率の原単 位の緩和	店舗面積当たり日來客数と自動 車分担率について、東京都の特 別区内における原単位の扱い を、既成市街地でも適用できるよ う、指針の基準を見直す。	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項二号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺 の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 【指針改正の内容】 駐車需要の充足等交通に係る事項①駐車場の必要台数の確保について、注2)“東京都の特別区 内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の「自動車分担率」 については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。”を都市計画法による既成市街地部 分にも適用する。 【指針の改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の 特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要なため、効率的な再開発が進まない要因の一つ となっている。 本指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行う ことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需要調整的な運用を行うこ とはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはなら ず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要で ある。」と明記されるも、緩和の基準には「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合」と、区域 のみが示されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平 性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展 並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を 反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。	大規模小売店舗を 設置する者が配慮 すべき事項に関す る指針(平成19年2 月1日経済産業省 告示16号) 注2)「人口」とは、 立地市町村の行政 人口をいう。(「C:自 動車分担率」につ いて同じ。)なお、 東京都の特別区内 に当該店舗が存在 する場合は、「日來 客数」については 「人口40万人以上」 の、「自動車分担 率」については「人 口100万人以上」の 原単位を用いるも のとする。	経済産業省	三鷹市	大規模小売店舗立地法(以下、「大店立地法」)は、定量的、一律の規制内容を定め、それを運用 すれば足りるスキームではなく、法の運用主体が大規模小売店舗の立地に伴う広域的な生活環境 への影響を客観的に評価する必要があるなど、地域の実情に応じ弾力的に判断し、運用していくこ とが必要。 大店立地法においては、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、設置者が配慮 することが求められている具体的な事項を示すため、指針が定められている。 要望頂いている大規模小売店舗の設置者が確保すべき駐車場必要台数については、算出式等 を指針の中で示しているが、併せて、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じ て、大店立地法の運用行政である都道府県等において地域の基準を定めて運用することもでき ることとされている。既に一部の県・市では独自の基準を設けているところ。 三鷹市において、確保すべき駐車台数の緩和を実現したいのであれば、東京都の基準を定める ように、東京都と協議して頂きたい。 なお、都道府県等において、地域の実情を反映した地域の基準を設けることができることにつ いては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行うブロック会議(全国6ブロックごとに、毎年 1回開催)等の場を通じて、周知していくこととしたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
64	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス 保安法上の許可を受け る義務の廃止	<p>LPガス新型バルクローリ※1に ついて、民生用は液石法※2の 充てん設備の許可を受け、工業 用は高圧ガス保安法(高圧法) の移動式製造設備の許可を受け て使用されているが、適用され る技術基準は同等であり、一部 の規定は液石法が優先して適用 されることから、高圧法の許可を 不要とする。</p> <p>具体的には、新型バルクローリ について液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものと みなす規定を液石法又は高圧 法に規定する制度改正を提案す る。</p> <p>※1 LPガスをタンクに充てんす るためのポンプを有するタンク ローリで、一定の安全装置等を 備えるもの ※2 液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正化に関する法 律</p>	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】 LPガスの新型バルクローリは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。 このため、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。</p> <p>【具体的な支障事例】 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。</p> <p>【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減</p>	液石法 第37条の4第1項 高圧ガス保安法 第5条第1項(又は 第14条第1項)	経済産業省	富山県	本件(新型バルクローリを使用して充てんする場合)にあつては、高圧法に基づく許可の要件は、複数の容器を設置している容器置場での充てん作業が想定されるため、液石法の要件と同等ではなく、「液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす」ことはできないが、許可申請に当たり高圧法と液石法とで重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。
65	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	高圧ガス保安法にお けるコールドエバポ レータに係る第二種貯 蔵所届出義務の廃止	<p>高圧ガス保安法の「第二種製 造者」として届け出た「一定規模 のコールドエバポレータ」につ いては、同法の「第二種貯蔵所」と しての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載・保存 義務を第二種製造者に課すこと も、コールドエバポレータにつ いて第二種製造者の届出をもつ て第二種貯蔵所の届出とみなす 規定を高圧ガス保安法に規定す ることを提案する。</p>	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】 次の規模に該当するコールドエバポレータは、事業者には「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と比較し、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保存義務(第60条)のほかはなく、両方について届け出ること、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きい。 このため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。</p> <p>■処理能力 1日30m³以上100m³未満(比較的安全な不活性ガスの場合は1日30m³以上300m³未満) ■貯蔵量 300m³以上1,000m³未満(不活性ガスの場合は300m³以上3,000m³未満)</p> <p>【具体的な支障事例】 事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。</p> <p>【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減</p>	高圧ガス保安法 第5条第2項第1号 第17条の2第1項 第60条	経済産業省	富山県	本件にあつては、貯蔵量の多いコールドエバポレータであり、300m ³ 以上の高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに、都道府県は、当該貯蔵所の適切な管理をしていくことが必要である。このため、求める技術基準が第二種製造者と同じであることをもって第二種貯蔵所の届出を不要とすることはできないが、届出に当たり重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
201	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るもの)の指定都市への権限移譲	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、指定都市の区域内における高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るものを除く。)を都道府県から指定都市に移譲するとされ、法令整備が進められているが、特定製造事業所等に係るものについても指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の移譲は、「消防法に基づく危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督を行うことによる、保安体制の充実」を目的としており、近年、重大事故が発生している特定製造事業所等に係る事務・権限を移譲対象から除外することは、本来の目的に逆行していると考えられない。経済産業省産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会(平成27年3月12日開催)では、移譲対象から除外する理由として、「爆発等の危険のある高圧ガス、危険物及び毒劇物等が多数の設備機器に大量に集積されており、しかも、それら設備機器が近接して設置され、生産プロセス上相互に密接な一体関係に置かれていることから、災害発生時には、その被害が市域を越えて広域的なものとなる恐れがあるため。」とされているが、指定都市は現在もコンビナート地域に所在する危険物製造所等の設置の許可等の事務及び災害対応を行っていること、及びコンビナート地域における災害発生時は、石油コンビナート等災害防止法に基づき災害の拡大防止等が図られることから、当該理由に矛盾が生じている。なお、被害が市域又は県域を越えて広域的なものとなった場合でも、消防相互応援協定や緊急消防援助隊の制度により現在も対応している。 また、特定製造事業所等の施設の多くは、消防法及び高圧ガス保安法の規制を受ける施設(高・危混在施設)であり、申請窓口を一本化して事業者の負担を軽減するという地方分権の基本的な考えから外れるものである。	改正後の高圧ガス保安法第79条の3	経済産業省	指定都市市長会	経済産業省では、高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の指定都市への権限移譲にあたり、きめ細かいアンケートや産業構造審議会高圧ガス小委員会を通じ、関係自治体や事業者の声を聞きながら慎重に検討を重ねてきた。その結果、複数の県及び指定都市から「(事業所の)規模が大きく、災害発生時に指定都市の区域外へも影響を及ぼす可能性が大きい」といった懸念が明示的に示されたこともあり、昨年末に「(特定製造事業所等に係るものを除く。)」との結論に至っている。提案について検討を行うに当たっては、当該懸念が解消されるような状況変化等の事実確認が必要なものと認識。 なお、法令で移譲しない範囲については、地域の実情に応じて地方自治法第252条の17の2における事務処理特例により個別に移譲することが可能であることから、必要に応じて都道府県と相談してほしい。
294	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和	野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下の火薬類を使用する動物生態調査用遠隔測定発信器について、無許可譲受での購入を可能とする、又は、届出制とする等の取扱いとする。	【具体的な支障事例】 野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器は平成24年度の経済産業省での検討を経て、火薬を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。 他方、神奈川県では、通常の有害鳥獣対策では対応が難しい高標高域でシカが高密度で定着し、シカの採食による林床植生の著しい衰退や、植生が消失した場所での土壌流出が深刻化していることから、森林が持つ水源涵養機能の喪失等、従来の農林業被害を超える社会的リスクが非常に高まっており、クマ等の人里出没等の問題にも影響している可能性がある。こうした状況の下、広域で野生動物の行動を調査することがますます重要になっている(環境省が所管する法律、ガイドライン等や農林水産省の「野生鳥獣被害防止マニュアル」でも科学的データに基づく野生動物の保護及び管理の重要性が示されている)。 しかし、火薬類取締法において発信器の譲渡又は譲受に許可が必要となっているため、譲渡の許可申請を行い、許可を受けてから発信機を発注して納品され使用可能となるまでには、概ね3ヶ月以上を要し、迅速な調達に困難であり、特にクマの人里への執着が多発するなど突発的な場合の対策等に支障を来すおそれがある。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、脱落回収の作動の確実性から、脱落装置に火薬を用いた発信器を採用している。動物の出没状況に応じて臨機応変に対応し、一連の作業を円滑かつ迅速に実施するためには、発信器について無許可譲受で購入可能とする、又は、届出制とする必要がある。	火薬類取締法第17条第1項	経済産業省	神奈川県	動物生態調査用遠隔測定発信器は、野生動物の生態調査における有効ツールとして、野生動物被害の社会問題化を背景にその需要が増加してきたため、平成25年に規則及び告示を改正し、当該発信器の法令上の位置づけを明確化するとともに、使用実態を踏まえ、その取扱いについて目的及び数量を制限した上で火薬庫外貯蔵及び無許可消費を認める等の規制緩和を図ったものである。 譲渡・譲受については許可制としているが、これは許可申請時にその目的等を確認することで、内蔵された火薬又は爆薬を集める等の犯罪等を目的とした火薬の入手や使用を防止しているものであり、ひきつづき現行規定のとおり許可制とすることが必要であり、提案にあるような無許可又は届出制の取扱いとすることは困難である。 なお、提案団体の実務に関しては、火薬類の譲受・譲渡許可については、書類不備等の場合を除いて基本的に標準処理期間(7日間)内に処理されているとともに、貯蔵場所等の問題がなければ前年度実績等を踏まえた年間使用見込み量による申請も認められていると認識しており、当該手続きが発信器の調達に時間を要する原因になっているとは考えにくい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
74	A 権限 移譲	環境・衛生	・採取計画の認可事務等の都道府県から市町村への移譲	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村がその役割を適切に担えるよう権限移譲を求めるもの。	<p>富山県は、南部に北アルプス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け水となり、地表や地中に流れ入ります。</p> <p>このような地理的要因もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境庁(現在の環境省)が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事来歴を有する名水を選定した「昭和の名水百選」と、平成20年に選定された「平成の名水百選」にそれぞれ4か所ずつ、合わせて8か所が選ばれています。</p> <p>このような環境のなか、陸砂利採取を地域の実情が勘案されないまま認可されれば、貴重な地下水脈の毀損や、泥水の混入等による飲用地下水、海洋の汚染等がすすみ、生活・環境などの面で悪影響が出る懸念があります。</p> <p>砂利採取法第36条では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務が課されていますが、本県では防災上問題がある場合にのみ県と関係市町村が協議することができるとされており、その他の理由では県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況です。</p> <p>このような状況のなか、いったん問題が発生してしまえば採取前の環境に戻すことは難しく、市内では、採取の認可が下りた場所から地下水が漏れ出し、溢れかえっているというような事例も発生しています。また、採取した場所を埋め戻す際、ダイオキシンなどで汚染された土壌を使用していた場合、土が締まっておらず、降雨や水田の再開などで汚染物質などが地下水に流入し、健康被害が発生し、通報のあった時には手遅れである。といった問題が懸念されます。</p> <p>このことから、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限の移譲を要望するものです。</p>	<p>砂利採取法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取計画の認可《法第16条》 ・認可の基準《法第19条》 ・変更の認可等《法第20条第1項・同2項・同3項》 ・認可採取計画の変更命令《法第22条》 ・緊急措置命令等《法第23条第1項・同2項》 ・廃止の届出《法第24条》 ・認可の取消し等《法第26条》 ・報告の徴収《法第33条》 ・立入検査等《法第34条2項》 ・都道府県知事への通報等《法第36条第3項》 ・聴聞の特例《法第38条第1項》 ・国等に対する適用《法第43条》 	経済産業省	滑川市	<p>本提案は、砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について市町村への権限移譲を求めるものであるが、各市町村間では事務処理能力等に大きく差があることから、法による全国一律の権限移譲については慎重に検討すべきである。</p> <p>滑川市の権限移譲に係る要望については、富山県側に対し地方自治法252条の17の2の権限移譲を求めることで達成可能である。また、滑川市が具体的な支障事例として挙げている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等については現行の砂利採取法37条で県知事に対し必要な措置を要請することによって対応可能である。</p>
76	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和	特定計量器(質量計)定期検査周期(2年に1回)の規制緩和について	<p>【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】</p> <p>特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前提とした昭和26年当時からの現在の計量法に至るまで継続されている。</p> <p>実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。</p> <p>平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況が大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。</p> <p>また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。</p>	<p>計量法第19条1項</p> <p>計量法第21条1項</p>	経済産業省	郡山市 太子町 田川市	<p>計量法の規制対象となる特定計量器の構造については、型式ごとに承認(型式承認)を受けることが可能だが、非自動はかりの場合、計量性能が経年劣化するため、適正な取引又は証明を行うためには定期的に計量誤差を確認する必要がある。加えて計量性能の劣化は、使用状況・条件(使用頻度、質量、環境等)によっても異なるため、個々の計量器毎に定期的に確認を行う必要があり、さらには型式承認後に不正な調整が行われた非自動はかりを排除するためにも、2年に一度の定期検査を実施している。</p> <p>加えて、国際的な類似の制度においてもはかりの定期検査周期は1~2年程度となっている。</p> <p>また、定期検査の周期の妥当性については、実施主体である都道府県、特定市、指定定期検査機関の不適合率も調査する必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
161	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	特級基準分銅の検査 証印有効期間の延長	基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、一級基準分銅の有効期間と同様、5年と緩和していただきたい。	【制度改正の必要性】 基準器(特級基準分銅)は基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、校正施設(産業技術総合研究所つくばセンター(※))への輸送等に多くの費用(搬送委託の場合は5万円程度、直接持込の場合は6万5千円程度)が必要であること、検査期間も1~2ヶ月を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。 ※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うこととなっている。 加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。 経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における当事者同士が計量に関する技術的知見を有していたり、JCSS35の校正証明書や民間による第三者認定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が充実してきていることや、ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを踏まえ、計量器毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治体の計量業務の適切な実施の観点から見ても、過度な規制ではないかと考えられる。 特級分銅に比べ使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に有効期間を5年に緩和していただきたい。	計量法第104条第2項 基準器検査規則第21条の二のハ	経済産業省	岐阜市	特級基準分銅は、基準分銅の中で最上位に位置づけられ、下位の分銅の精度確認及び精度の高いはかりの精度確認に用いられるものであり、自治体内のすべての非自動はかりの定期検査において基準となる分銅である。 分銅は、その使用頻度にもよるが質量が徐々に減少することが知られており、1級基準分銅よりもその許容誤差(公差)が1/3以内と極めて高い精度が求められることから、1級基準分銅と同じ有効期間(5年)とするのは適切ではない。 また、同程度の分銅の校正周期は、日本の民間の校正制度である計量トレーサビリティ(JCSS)制度においては3年、諸外国においては1~2年としていることから、現在の3年は妥当である。さらに、分銅は、古くから金属の塊であり、技術進歩や使用頻度によって、その有効期間の延長の可否を検討する類のものではなく、3年程度でその精度確認を定期的に行うのが適切である。 なお、基準器(特級基準分銅)については、すべての特定市において必ずしも保有しなければならないものではないため、提案市において特級基準分銅の使用頻度が少なく、使用頻度にして輸送コストの負担感が生じているということであれば、県も含めた周辺自治体による基準器検査の協力体制を検討することも一案。
107	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の都道府県への移譲	各都道府県の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】 中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、地域の実情に応じて、長期的な視点に立ちながら重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。 支援の質を一定以上にすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした研修会等を国が実施することで都道府県間のレベルの統一等は可能と考える。 【支障事例】 所謂小規模基本法、小規模支援法の趣旨に基づく、小規模企業の持続的な発展や県、市町で策定中の地方創生総合戦略の着実な推進のためには、各種支援機関同士の緊密な連携により、国のみならず県、市町の施策を多くの企業に有効に活用してもらうことが重要である。 栃木県においては中小企業支援の中核的な役割を担う(公財)栃木県産業振興センターが事業を受託しているが、当該センターと「よろず支援拠点」の2つの総合的支援窓口があることや、地方公共団体の関与がないため、地域で実施している各種支援事業と連動した効果的・効率的な運営ができていない。 「よろず支援拠点」には市町との連携に関するノウハウが無く、連携が必要な際には、県の関与が必要であり非効率的である。また、「よろず支援拠点」の支援情報等が県にないため、商工団体等と連携して実施するセミナー開催等について、事前に県の事業との棲み分けができない。 中長期的な視点に立った、県、市町、商工団体等支援機関の連携による伴走型支援体制を構築する中、国の方針によってその存立が左右される「よろず支援拠点」を位置づけることが難しい。 【財源スキーム】 経産省→県(交付金)→よろず支援拠点(委託費)	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領	経済産業省 (中小企業庁)	栃木県	本事業は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、十分な経営相談が受けられない地域等を結果として生じさせないよう、地域の経営相談機能の強化を図っていくことは国の責務と考え、経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。さらに、同時に全国本部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないよう適切な評価や管理もを行っている。 また、都道府県・市町村等の各種支援機関同士の連携については、全国本部による研修等を通じ、拠点が都道府県・市町村の施策等を活用して連携して支援を行っている取組事例や、他の支援機関とよろず支援拠点との連携事例などを発表することで、連携の促進を図っている。 加えて、コーディネーター等と実施機関は相互に協力・連携しながら本事業を実施することとしており、定期的に両者間で連携会議等を開催し、それぞれの窓口に相談にきた案件の相互紹介や情報、問題認識の共有に取り組むこととしている。 上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に対応するなどのものであり、都道府県・市町村等の各種支援機関と協調しながら、地域の経営支援体制を強化・補完する役割を担うものである。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
292	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業・小規模企 業者ワンストップ総合 支援事業(よろず支援 拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事 業の更なる強化を図るため、国 が実施している中小企業支援事 業(よろず支援拠点事業)の移譲 又は国・県で協調した事業の実 施を求める。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている(別添参照)。</p> <p>また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、より効果を上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の兼務を可能とする、「よろず支援拠点」における相談管理のための「相談カルテ」を支援機関の実情に合わせてカスタマイズ可能なものとして、相談案件の一体的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようにすれば、サービスの面でも、支援スキルの浸透の面でも、より実効をあげることが出来る。</p>	中小企業・小規模 事業者ワンストップ 総合支援事業公募 要領	経済産業省 (中小企業 庁)	神奈川県	<p>本事業は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、十分な経営相談が受けられない地域等を結果として生じさせないよう、地域の経営相談機能の強化を図っていくことは国の責務と考え、経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。</p> <p>また、その実施にあたっては、コーディネーター等と実施機関とで相互に協力・連携しながら本事業を実施することとしており、定期的に両者間で連携会議等を開催し、それぞれの窓口相談にきた案件の相互紹介や情報、問題認識の共有に取り組むこととしている。</p> <p>さらに、都道府県の実施する事業との連携については、。都道府県と連携協定を結んでいるコンビニへのよろず支援拠点のチラシ等の設置や、都道府県で認定している経営革新計画承認企業のうち、伸び悩んでいる企業リストのよろず支援拠点への共有など、拠点毎に様々な連携に取り組んでいるところであり、よろず支援拠点全国本部による研修等を通じて、こういった連携して支援を行っている取組事例を他拠点に共有することで、更なる連携の促進を図っている。</p> <p>上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に対応するなどのものであり、都道府県・市町村等の各種支援機関と協調しながら、地域の経営支援体制を強化・補完する役割を担うものである。</p> <p>なお、相談カルテについては、随時各拠点の要望を受け付け、必要に応じシステム改修を実施し、それらを適切に反映することとしている。</p>
183	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	セーフティネット保証 (5号:業況の悪化して いる業種)の認定要件 への「利益率減少」の 追加等及び指定業種 の見直し	<p>中小企業への支援を充実し、 地域の維持・発展を図るため、 円安による原材料の高騰等にも 対応するよう、認定要件に「利益 率減少」を加えるとともに、とり わけ事業基盤が比較的脆弱な小 規模企業については、認定要件 の更なる緩和を求める。 併せて、指定業種の見直しを 求める。</p>	<p>【制度改正の必要性・支障事例等】</p> <p>全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号)の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず製品価格に転嫁できていない」ことが要件となっているが、売上高の減少に歯止めがかかっている。又は持ち直しているものの、円安による原材料(原油等以外も含む。)の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくないと考えられる。</p> <p>また、指定業種数が見直し等により減少しており(※)、この結果、本市では、京都ならではのものづくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や絹・人絹織物業(西陣織)等が指定から除外され、資金繰りに窮するなど、衰退の危機にさらされている事業者もある。</p> <p>※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686業種 →平成27年4月1日時点:254業種(△432業種, △63.0%)</p> <p>【見直しによる効果】</p> <p>当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実され、地域の維持・発展に寄与することができる。</p>	中小企業信用保険 法第2条第5項第5 号 特定中小企業者認 定要領4(5)	経済産業省	京都市	<p>中小企業・小規模事業者の資金繰りの確保に当たっては、経営改善を合わせて実現していくことが極めて重要である。こうした認識の下、本年2月に成立した平成26年度補正予算では、公的金融機関における貸付制度や保証制度の拡充を実施したところ。</p> <p>具体的には、日本政策金融公庫及び商工中金において、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来す事業者等に対して、経営支援を含む手厚い資金繰り支援を行っている。</p> <p>また、同補正予算では、各地の信用保証協会が、地域金融機関と連携した経営支援の取組を一層強化するとともに、経営力強化保証等による借換保証を推進することで、経営支援と一体となった資金繰り支援を行っている。</p> <p>セーフティネット保証5号は、一時的に業況が悪化している業種を指定し、当該業種に属する事業者が民間金融機関から融資を受ける際に、融資額の100%を信用保証協会が保証する制度である。</p> <p>この100%保証は、民間金融機関にとって貸倒れ時のリスクが全くないため、貸付先企業の経営状況の把握や、経営状況が悪化してきた事業者への経営支援と一体となった融資への取組が行われにくいという側面があり、要件を拡大することにより、長い目で見て本当に中小企業・小規模事業者の支援になるのかといった問題もある。</p> <p>また、セーフティネット保証5号については、以前は半年に一度であった指定業種の見直しを昨年四半期に一度としており、業況が悪化している業種についてより迅速に指定することで、きめ細かな資金繰り支援に万全を期しているところ。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
270	A 権限 移譲	産業振 興	小規模支援法に基づ く経営発達支援計画 の認定、変更等に係 る経済産業大臣権限 の都道府県への移譲	小規模支援法(商工会及び商工 会議所による小規模事業者の支 援に関する法律)に基づき (1)商工会・商工会議所が作成 する「経営発達支援計画」に関 する認定・公表、変更、取り消しの 権限を都道府県に移譲するこ と。 (2)改正小規模事業者支援法に 基づく伴走型支援に係る事務権 限(補助要件の設定、公募、審 査・採択、補助金交付等)を移譲 すること。	【提案の経緯・事情変更】 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の地方への関与が見直され、都道府県 が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施策を展開しているところ であるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事 務は国の役割とされ、審査の過程で都道府県への参考意見の照会はあるものの、都道府県が直 接関与出来ない仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都 道府県を介さない補助金の拡大なども懸念される。 【支障事例等】 経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行われている が、書面審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を熟知しているとは 必ずしも言えない。 第1回認定作業が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27 年5月末においても認定時期が明確に示されていない。 また商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査 等を支援する、小規模事業推進対策推進事業における「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に 関する補助金」については、未だその詳細が示されていない状況である。 【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準により計 画の認否が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支援計画の策定が可能となる。 各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事業者の実情に応 じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事業者が支援できる。	小規模支援法第 5、6条 改正小規模事業者 支援法に基づく伴 走型支援に関する 補助金	経済産業省 (中小企業 庁)	兵庫県、滋賀 県、京都府 (1)のみ、和 歌山県、関西 広域連合	(1)経営発達支援計画の認定は、小規模支援法の趣旨を踏まえ、全国の商工会及び商工会議所 の範となるようなモデル性を有し、相応の機能強化が図られると考えられる計画に限り認定・公表 し、これを全国に展開・普及させることで、全国の商工会・商工会議所の小規模事業者に対する支 援機能を強化していくことを目的としている。 このため、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能な普遍性、他地 域の情報も踏まえつつ高い効果が見込めるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報 を基に国が統一的に認定を行う必要があり、移譲することはできない。 (2)「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」に関する事務移譲のご提案は、(1) の移譲が前提の提案であると思われる。そのため、経営発達支援計画の認定とともに国が引き続 き、実施することが適当である。
293	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業再生支援に 関する事務の移譲等	県が、創業から再生まで、企業 の成長段階に応じた一貫した支 援を主体的に実施するため、国 が行っている中小企業再生支援 事業の移譲又は県の関与の拡 大を求める。	【具体的な支障事例】 小規模企業を含む中小企業が、地域で事業を持続し、成長発展していくためには、企業の発展 段階に応じ、地域の実情を適切に反映したきめ細かな支援を実施していくことが不可欠であり、再 生支援業務についても、県が、地域の実情や再生支援に至るまでの支援の経緯も踏まえながら主 体的に関与することが望ましい。 しかし、例えば、法律や平成25年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」上、中小 企業再生支援について国と地方公共団体が相互に連携して取り組むこととなっているが、県の職 員が参加して行う協議会の全体会議は、通常年1回の開催であり、会議で配布される支援先の情 報も会議終了後直ちに回収される状況である。 また、協議会が持つ支援先企業の情報について、協議会事務局職員以外の県支援センター職員 には一切開示がされず、県及び県支援センターは主体的に支援に関与できない状況となってい る。 【地域の実情を踏まえた必要性】 県及び県支援センターとの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援セン ターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で 役割分担する(例えば、債権者調整は協議会、経営改善は支援センターなどとする)ことや、プロ ジェクトマネージャの選任のプロセスへの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一 貫した支援の範囲を拡大することが出来る。 なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国にお いて金融検査マニュアルなどとの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有す べきであるとする。	産業競争力強化法 第127条、第128条	経済産業省 (中小企業 庁)	神奈川県	各都道府県において中小企業・小規模事業者の事業再生を支援する中小企業再生支援協議会 では、すでに、よろず支援拠点や経営改善支援センター、事業引継ぎ支援センターなど、様々な中小 企業支援機関と連携しながら、総合的かつ一貫した支援が実施されているものと考えている。 また、再生支援協議会事業において、地域ごとに異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有 する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが 極めて困難となる。 そして、地域ごとに異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や 国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和と債権としない取扱い)や課税上の 取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなく なった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。 さらに、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者で ある都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務保証を実施していることから、 債権放棄等に対し、消極的になることも想定され、委託者である都道府県に対し、受託者である認 定支援機関が適切な対応を取りにくいということが生じる。このような利益相反を生じるほか、適正 に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。 なお、支援先企業の情報については、極めて繊細な信用情報であることから、支援先であること自 体、伏せて支援に取り組む等、細心の注意をもって管理している。中小企業再生支援協議会は公 正・中立な第三者の立場から金融機関との調整を図りつつ再生計画の策定支援を行っているところ、 当事者の承諾なしに当事者以外の者に情報を開示することは守秘義務の観点から基本的にあり えない。この点、御理解を賜りたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
313	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	<p>創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。</p> <p>① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲</p> <p>② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲</p>	<p>地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。</p> <p>そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。</p> <p>しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。</p> <p>創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。</p> <p>以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。</p>	産業競争力強化法 第113条、114条、 137条3項 創業・第二創業促 進補助金	総務省・経済 産業省	香川県 徳島県	<p>ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第二創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p><「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」></p> <p>①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。</p> <p>②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p>
52	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援に関する事 務・権限の都道府県 への移譲	<p>経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。</p>	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行える。</p> <p>創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に向かなければならないことが二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。</p> <p>創業・第二創業促進補助金(H24～25は地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。</p>	経済産業省組織規 則第231条19号等 創業・第二創業促 進補助金募集要項	経済産業省、 経済産業省 (中小企業 庁)	埼玉県	<p>ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第二創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p><「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」></p> <p>①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。</p> <p>②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
230	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	地域団体商標の申請 手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る 出願人所在地以外の都道府県 については情報提供のみを行 い、照会を廃止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないこと から、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。 しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている 回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を回答するには、地方新聞紙な どのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況を調査 する必要があるが、当該実績があったとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄 区域内で活動しているかも不明なため対応が困難であることから情報が無いとして回答するしか ない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願 人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回 答するものとする。各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、 手続きの迅速化を図る。	商標法第7条の2 商標法第77条第2 項 特許法第194条2項 調査事項に対する 回答要領2(1)	経済産業省 (特許庁)	京都府 兵庫県、鳥取 県、徳島県	当該照会業務の目的は、商標法第77条第2項で準用する特許法第194条第2項の「審査官は、関 係行政機関に対して審査に必要な調査を依頼することができる」という条文を根拠として、地域団 体商標はその登録要件として一定範囲の周知性が必要なことから、出願された地域団体商標の周 知性を審査官が判断するにあたり、当該照会によって提出された資料をその周知性の判断根拠と して使用することを目的としている。これは、当該出願された商品・役務の種類、取引形態等によ っては、出願元の都道府県以外の都道府県で周知されている事実があれば有用であるためである。 ご指摘のとおり、照会の実施要領に従い、地方新聞紙などのメディア報道実績や事業者が配布し ているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況の実績をもって、出願元以外の都道府県の行 政機関が、周知性を判断することは難しいという状況は理解できる。 上記を踏まえ、今後の方向性としては、当該出願人所在の都道府県の行政機関に対してのみ従前 通りの照会を行うこととし、それ以外の都道府県に対しては特許庁から出願事実の情報共有をす ることとしたい。なお、商標の周知性判断に際して、出願元以外の都道府県から情報が提供される ことは審査において有用であることから、任意で情報提供することは可能とすることとしたい。
116	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	原子力発電施設立地 地域共生交付金の交 付対象事業への弾力 的な充当	当交付金は県が作成し、国の 承認を受けた地域振興計画に基 づき交付されるものであるが、入 札減少金が生じ、執行額が事業 ごとの計画額を割り込んだ場合 には、他の事業に充当できず、 交付限度額どおりの交付を受け ることができない。 原子力発電施設立地地域共生 交付金交付規則第3条第3項に 規定する大臣の承認が必要な地 域振興計画の柔軟な変更等によ り、交付金が地方の実施事業に 十分活用できるような制度とし てほしい。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入 札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交 付限度額どおりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるもので あり、本県の場合、核燃料サイクル交付金では基金を造成しているのに対し、共生交付金は当該 年度での実施事業費を申請している。 共生交付金もサイクル交付金と同様に、基本的には、入札減少金などの発生により、その年度の その事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地 域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 現在のところ、地域振興計画書に位置付けた個別事業ごとの交付金充当額に変更は生じていな いが、今後、事業最終年度に入札減少金が発生し、個別事業ごとの事業費に充当しきれず、個別 事業間での流用ができなければ、サイクル交付金と同様に、交付限度額(25億円)どおりの交付を 受けることができない懸念がある。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当する ことにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長 期的な運転の円滑化に資することができる。	原子力発電施設立 地地域共生交付金 交付規則第3条	経済産業省 (資源エネル ギー庁)	愛媛県	現行の交付規則第9条第3号にて対応可能である。 【参考】原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則(抄) (交付の条件) 第九条 経済産業大臣は、第八条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、 次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
117	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	核燃料サイクル交付 金の交付対象事業へ の弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、交付金が地方の実施事業に十分活用できるような制度としてほしい。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことにより、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請し交付決定を受け積み立てたものであり、22年度に入札減少が発生したが、単年度事業であったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、限度額どおりの交付を受けることができない見通しであるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。)【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。	核燃料サイクル交付金交付規則第3条	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県	現行の交付規則第8条第3号にて対応可能である。 【参考】核燃料サイクル交付金交付規則(抄) (交付の条件) 第八条 経済産業大臣は、第七条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。
98	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続に関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示しているものであるが、半島振興法については平成27年中の主務大臣の同意手続を目指したスケジュールをお示ししており、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するよう努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるのではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示したものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
326	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続に關し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>	<p>【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。</p> <p>地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p> <p>【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示しているものであるが、半島振興法については平成27年中の主務大臣の同意手続を目指したスケジュールをお示しており、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。</p> <p>なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるのではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。</p> <p>(離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示したものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じていたところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。</p> <p>また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。</p>